

「訪問回数（生活援助中心型サービス）の多いケアプラン」の提出について

- 1 届出基準：訪問介護の生活援助中心型サービスであり、1 か月当たりで以下の回数以上

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

- 2 提出期限：一覧表のとおり（期限厳守）※FAX での提出不可

対象月	ケアプラン提出期限
令和 7 年 4 月分	令和 7 年 5 月 30 日（金）
令和 7 年 5 月分	令和 7 年 6 月 30 日（月）
令和 7 年 6 月分	令和 7 年 7 月 31 日（木）
令和 7 年 7 月分	令和 7 年 8 月 29 日（金）
令和 7 年 8 月分	令和 7 年 9 月 30 日（火）
令和 7 年 9 月分	令和 7 年 10 月 31 日（金）
令和 7 年 10 月分	令和 7 年 11 月 28 日（金）
令和 7 年 11 月分	令和 7 年 12 月 26 日（金）
令和 7 年 12 月分	令和 8 年 1 月 30 日（金）
令和 8 年 1 月分	令和 8 年 2 月 27 日（金）
令和 8 年 2 月分	令和 8 年 3 月 31 日（火）
令和 8 年 3 月分	令和 8 年 4 月 30 日（木）

※ケアプランに一定回数以上の訪問介護を位置付けた場合は、必ず対象月のケアプラン提出期限までに必要書類をご提出ください。

- 3 提出書類

- ① 訪問回数（生活援助中心型サービス）の多いケアプラン届出書
- ② フェイスシート
- ③ アセスメントシート
- ④ 居宅サービス計画書（1）（2）
- ⑤ 週間サービス計画表
- ⑥ サービス担当者会議の要点
- ⑦ 居宅介護支援経過とモニタリングの内容が分かる書類
- ⑧ サービス利用票・別表（当該月のサービス提供分）
- ⑨ 訪問介護等計画書
- ⑩ 課題整理総括表

- 4 提出場所：彦根市高齢福祉推進課

（〒522-0057 彦根市八坂町 1900 番地 4 くすのきセンター2 階）

受付時間：9 時から 16 時 45 分まで

- 5 その他：提出されたケアプランについては、保険者にて検討し、原則 2 週間以内に検討結果を介護支援専門員等に通知します。必要に応じ、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、介護支援専門員の視点だけではなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じ、ケアプランの内容の再検討を促すものです。
- また、検討の場には介護支援専門員の出席を求めますので、日程調整等ご協力ください。